

委員会行政視察報告書

大崎市議会 調査活動概要報告書

1. 視察概要

委員会名	情報化対策特別委員会
委員名	八木吉夫、鹿野良太、伊勢健一、山口文博、山口壽、佐藤弘樹、中鉢和三郎、遊佐辰雄
日時	令和元年7月17日(水)～7月18日(木)
視察先	1. 青森県青森市 2. 岩手県北上市
出席者 (説明者)	青森市議会:長谷川議長、菊池議事調査課長、 櫻田副参事兼議事調査 TL、鎌田事務局主査 北上市議会:小原事務局議事課長、千葉事務局議事係長、高橋事務局主査

2. 視察内容

視察項目	タブレット端末の導入と活用について(青森県青森市、岩手県北上市)
視察内容	<p>1. タブレット端末の導入と活用について(青森県青森市)</p> <p>■導入までの経緯とスケジュール</p> <ol style="list-style-type: none">平成27年1月ー議長からペーパーレス化の推進など議会改革について提起平成27年1月～6月までに、議会運営委員会で協議を行い、全会一致でペーパーレス化に取り組むことを決定した。平成27年8月から議会改革検討委員会で、手法、導入目的、ペーパーレス化の範囲等の検討を開始(13回開催)平成27年10月ー電子文書閲覧ソフト体験会を実施。(5種類のソフトを体験)平成27年11月ー当初予算要求平成28年6月ー議会棟にWi-Fi環境整備工事平成28年7月ー全議員にタブレット端末の配布(操作方法等の説明)平成28年8月ー議会運営委員会、議会改革検討委員会で暫定導入平成28年11月ー本会議、各常任委員会で暫定導入平成29年1月ー議会運営委員会、議会改革検討委員会で本格導入平成29年5月ー本会議、全委員会で本格導入 <p>■システムの概要</p> <ol style="list-style-type: none">端末本体ータブレット端末(iPad Air2 16GB)台数ー議員35台(Wi-Fi+LTEモデル)、事務局12台(Wi-Fiモデル)ソフト(アプリ)ー電子文書閲覧ソフトーサイドブックス メッセージーハングアウト カレンダーーiOS基準カレンダー

過去データ保存－DropBox

■タブレット端末運用ルール

1. 貸与されたタブレット端末を他人に貸したり、譲渡してはならない
2. 貸与されたタブレット端末の使用権限がなくなったときは、個人のデータを削除し、返却しなければならない。
3. 庁外においても、できるだけタブレット端末を携帯する。
4. 会議にタブレット端末を持ち込む場合、会議の目的外で使用してはならない。

禁止事項

1. 会議を撮影、録音又は録画し、会議の情報を会議外に発信すること。
2. 会議中にタブレット端末から音声を発するなどし、会議に支障を生じさせること。
3. 会議の長の許可なく会議中に動画を再生すること。

■導入費用等

1. イニシャルコスト－端末購入費(議員分)0 円、端末購入費(職員分)55 万円、通信契約初期費用 33 万円、Wi-Fi 環境整備費 100 万円、サイドブックス初期設定料 8 万、消耗品 12 万円
2. ランニングコスト－端末通信費、全額議員負担(政務活動費で1/2まで負担できる)サイドブックス利用料72万

■削減効果

1. 印刷削減枚数－1,301,000 枚(平成 28 年8月～平成 31 年3月)
※コピー用紙、約 520 箱の削減
2. 印刷費用削減相当額－272 万円
※令和3年度には黒字化が見込まれる。

■運用方法の見直し

1. メッセージアプリの変更－有料化→無料化に変更
2. サイドブックスの容量拡張－5GB 追加(2年度で約6GB が見込まれる)
3. 端末通信契約の変更－通信契約を議員個人契約に変更
個人所有タブレット端末の使用を認める

■今後の課題

1. Wi-Fi の接続環境の改善－場所により接続しづらい場合などがある
2. 改選後の新議員、不慣れな議員への対応
3. 機器等更新の対応

4. 超過するデータの保存

2. タブレット端末の導入と活用について(岩手県北上市)

■導入までの経緯

1. 平成 24 年 10 月、議会改革推進会議で、議場へのパソコン持込について検討してほしいとのきっかけで、簡単に議案等の閲覧ができるタブレット端末を導入している例があることから、議会運営にどのような効果があるか研究することにした。

2. 平成 25 年 10 月に、会派の先進地視察、議員 5 名で神奈川県逗子市を視察し、クラウド共有システムについて研修した。

3. 平成 27 年 1 月、市政調整会研修会「タブレット端末の特徴と地方自治体・議会における活用」をテーマに全議員対象の研修会を実施。

4. 平成 27 年 1 月、議会運営委員会で、滋賀県大津市と三重県鳥羽市を視察。タブレット端末導入によるペーパーレス化と事務の効率化、本会議における活用状況について研修。

5. 平成 27 年 6 月、議会改革推進会議でタブレット端末導入に向けた課題(使用条件や費用負担等)について整理。平成 28 年 4 月の改選以降にスタートできないか検討を進めることにした。

6. 平成 27 年 12 月、当局との折衝の結果、平成 28 年度予算には見送ることになった。

7. 平成 29 年 3 月、タブレット端末の導入費用を含む平成 29 年度予算が成立。(議会費及び総務費に計上)

8. 平成 29 年 5 月、議員全員協議会でタブレット端末の変更(当初予定 9.7 インチから 12.9 インチ)、通信費の計上等 6 月補正予算について、各会派代表者会議を経て、全員協議会で確認。

9. 平成 29 年 7 月、議員全員協議会で電子会議システムの選定を協議し、サイドブックスが最も好ましいとの結論。

10. 平成 29 年 11 月、各会派代表者会議、議員全員協議会で貸与運用規定について協議、政務活動費でも使用できるとし、月額 2,500 円政務活動費からの負担で一致。タブレット端末を配布し、基本操作研修をした。当面は紙媒体と会議システム及びメール等を併用することした。

11. 平成 30 年 2 月から紙媒体との併用を終了し、資料や議案は電子会議システムでの配布のみとした。例外として議事日程、予算書、決算書、人事案件の議案は紙媒体併用。無理に全てをペーパーレスにしないで紙媒体の良さも残す。

■システムの概要

1. 導入台数－議員 26 台、議会事務局 9 台、当局 50 台

2. 契約ユーザー数等－サイドブックス 100 ユーザー、クラウド本棚 11G

3. G Suite—35 ユーザー(議員 26、議会事務局7、予備2)各 30G

■導入費負担(内訳)

1. 議会予算分(26台分の月額)—基本料 44,200 円、インターネット 45,400 円、端末制御 7,800 円、保証オプション 15,600 円、タブレット端末(64G)110,500 円、月々サポート(値引き)—58,500 円、なお端末料金と値引きは 24 ヶ月までで、合計 165,000 円(税別)、実際の契約では、5年間の平均月額1台当たり税込 5,000 円程度。

2. 当局予算分—タブレット端末・収納ラック月額 102,500 円、無線LAN機器(ルーター、アクセスポイント等)月額 118,800 円、電子会議システム月額 109,100 円、会議システム操作研修(当局1回・議員1回)185,800 円、消耗品(保護ケース・ファイル・アップルペンシル等)666,700 円。

■貸与運用規定

1. 議長は、議員に端末機を貸与するものとする。
2. 議員でなくなったら、速やかに返還する。
3. 端末機は市議会に帰属し、議会事務局において管理する。
4. 各種通知及び連絡等を電子メールで行うことができる。ただし、印鑑等の押印が必要な場合は、電子メールによることができない。
5. 議員は、会議等に出席するときは端末機を携帯する。
6. 会議等のほか公務及び政務活動費において必要な場合に限り、端末機を使用するものとする。

■導入の効果

1. 環境への配慮、コスト削減—紙と印刷費の削減(平成 30 年2月～3月の2ヵ月間で6万枚程度試算。これまで 160 セット印刷が 40 セットに削減。
2. 事務改善—議員への通知義務や会議準備の効率化・省力化、議案等の印刷製本に係る事務の減少。
3. 情報共有・収集の強化—議員への連絡の迅速化、会議資料の共有、会議の効率化。

■今後の課題

1. 研修の方法—議員個々の使用状況やスキルに幅があり、研修内容の設定が難しい。
2. 電子メールによる通知の確認—メールの確認は 1 日 1 回としているが、議員間でメールの確認頻度に差があり、至急の連絡には電話で確認を要する。
3. 活用の範囲—活用の範囲を拡大した場合には、フォルダのアクセス権の設定が複雑になる。
4. 資料作成のルール—A3判の資料が多いと文字が小さくなるので、A4判に移行してい

	<p>く必要がある。</p> <p>5. 資料の保管期間－容量の都合上、サイドボックスへの保管は期間を定める必要がある。期間経過後の保管方法の検討と議員でなくなり、タブレット端末を返却すると、過去の資料を見ることができない。</p>
<p>考 察</p>	<p>今後は、環境への配慮や事務の効率化、省力化、ペーパーレス化等を考慮すれば、本議会でもタブレット端末の導入効果は大きく、有効な手段であるので、導入は急ぐべきであるとする。</p> <p>また、導入に当たり今視察地等を参考にしながら、導入内容(端末、台数、通信環境、コミュニケーションツール等)の検討を重ねて行かなければならないと考える。しかし、導入に当たっては全議員の理解と協力がないと困難と思われるので、研修等を行いながら早期導入を目指すべきであるとする。</p>

以上